

## 郡山市防災士資格取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災の担い手となる防災士の養成を促進し、本市における減災及び防災力の向上に資するため、防災士の資格を取得する者に対し、予算の範囲内で郡山市防災士資格取得助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）に認証登録された者をいう。
- (2) 防災士研修機関 防災士機構が認証した研修機関をいう。

(助成金の交付の対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、防災士機構に認証登録されたもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住民登録をしている者
- (2) 積極的に市が行う防災訓練その他防災に関する市の活動に協力する意思を有する者
- (3) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定がない者
- (4) 郡山市職員定数条例（昭和43年郡山市条例第54号）第1条に規定する職員に該当しない者
- (5) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者
- (6) 市税等（個人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(助成金の交付の対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士研修講座受講料
- (2) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- (3) 防災士機構の防災士認証登録料

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付の対象期間)

第6条 助成金の交付の対象となる期間は、この要綱の施行の日から防災士の認証登録を受けた日の属する会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の2月末日までとする。

(助成金の交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、前条に規定する助成金の交付の対象となる期間の末日の属する会計年度の3月末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の前日）までに、郡山市防災士資格取得助成金交付申請書兼同意書（別記様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 防災士証の両面の写し
- (3) 助成対象経費の支払を証する書類の写し
- (4) マイナンバーカード、運転免許証その他の住所及び氏名が確認できる身分証明書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する助成金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

3 第1項の規定による申請は、1人につき1回限りとする。

(助成金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、助成金に係る証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(助成金の額の確定)

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額決定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。